

平成 30 年 3 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	4 件	田 畑	3,736.00 m ² 1,263.00 m ²
第2号議案	合意解約		田 畑	1,125.00 m ² m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	1 件	田 畑	130.00 m ² m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	8 件	田 畑	6,463.00 m ² 942.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	m ² 105.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出		田 畑	m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	22 件	田 畑	36,858.00 m ² 4,389.00 m ²
第8号議案	(イ) 農地法第5条の規定による許	1 件	田 畑	m ² 1,801.00 m ²
第9号議案	坂出農業振興地域整備計画	3 件		
合 計		40 件	田 畑	48,312.00 m ² 8,500.00 m ²

会 議 名	3 0 年 3 月 定例会		
日 時	平成30年3月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	欠	書記 飯尾祐美	○

農 業 委 員

氏 名	出 欠
1 木下得代	欠
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 17 名出席

傍聴推進委員 濱 崎 郷 廣

中 西 格

河 合 茂 夫

三 木 幸 作

定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成30年3月20日(火) 午前 9時～

2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

事 務 局 長 おはようございます。

定刻がまいりましたので、ただいまより3月の定例会を開催いたします。
先週の金曜日から1階の税務署で確定申告が始まっておりまして、駐車場がいっぱいになりましてご迷惑をお掛けしております。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案
まで 合計 40 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 17 名の出席を頂いており、定例会が
成立していることをご報告いたします。

また、木下委員さんより欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により

大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大 原 会 長
職 務 代 理

あらためまして、皆さんおはようございます。

今年の春は3月に入ってから急に気温が上昇し始めたため
ブロッコリーなどの野菜の生育が早いと聞いております。

委員の皆さんには朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

8番 井上 委員さんと

9番 岡野 委員さんのお二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

5番 吉田 委員さん

6番 山下 委員さん

7番 松下 委員さんと 私で、昨日3月19日(月)に

実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい
と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大 原 会 長
職 務 代 理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を
議題に供します。 事務局の説明を求めます。

飯 尾 書 記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について
ご説明いたします。

1番、・・・、面積 791㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人さんが経営規模拡大により譲り受けるもの
であります。

2番、・・・、面積 234㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの
であります。

3番、・・・、面積 3,406㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの
であります。

4番、・・・、面積 330㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの
であります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項
各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条

許可申請」4件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大原会長
職務代理

続きまして第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番については
現地調査を実施しておりますので5番吉田委員さんに
現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」の1番
の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 130㎡【議案読み上げ】

さぬき浜街道と主要地方道高松王越坂出線(16号線)との三叉路から
南東に約150mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 平成8年頃に隣接宅地に自己住宅を建築した際に
その一部が本申請地にも及んでしまっていたことが判明。

その無断転用解消ため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

大原会長
職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田委員さんより現地調査の報告が
ございましたが、事務局の補足説明を求めます。

岡崎次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」について
ご説明をさせていただきます。

1番については、概ね委員さんの現地調査のとおりで

あります。

補足としましては本申請と次の4号議案の5番と6番は関連するといえますか、
もともと1つの農地であったもので、4号議案の5番について転用を計画したところ
無断転用が判明したため、分筆によりそれぞれ転用申請により解消するものです。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可
申請」1件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して
県へ進達することと致します。

大原会長
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題
に供します。

なお、第4号議案の1番、5番、6番、7番、8番については
現地調査を実施しておりますので5番 吉田委員さんと
6番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」の1番、5番、6番
の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 1,399㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 計画地周辺は宅地化が進んでおり、公共下水道等も整備され
ている。周辺環境も良く顧客の需要も見込まれるため。

農地の区分 都市計画により用途が第2種住居地域と定められている
第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 1,208㎡【議案読み上げ】

高松王越坂出線(16号線)との三叉路から南東に約150mに 位置。

無断転用の有無 無

転用目的 倉庫、駐車場 用地

申請理由 現在の倉庫が手狭であり、作業に支障が出るため新しい倉庫用地を探していた。

申請地は現在の工場に近い材料を保管している材料を運ぶのに都合が良いことなど、他の土地と比較検討した結果、一番適していると判断したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 78㎡【議案読み上げ】

高松王越坂出線(16号線)との三叉路から南東に約150mに 位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 譲受人が平成10年頃より自宅の隣接地である本申請地に物置、物干場用地として利用していた。

このたび無断転用であることが判明しその解消のため。

土地の所有者である譲渡人は、譲受人の叔父である。

適していると判断したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

山下委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」の7番、8番の現地調査報告をさせていただきます。

7番、・・・、面積 2,121㎡【議案読み上げ】

JR鴨川駅からの南東約1キロに位置

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 申請者は、関連会社である会社と共に高松市を中心に

香川県内において分譲住宅の建築・販売を行っています。

坂出市での販売物件のほとんどが完売し、さらなる住宅需要に応える

ため、新たな分譲物件が早急に必要となっていること。

また、申請地の選定に当たっては幹線国道への道路状況が

良好で交通利便性がよいこと、閑静な環境で住宅地に適して

いること、近隣に競合他社の販売物件がなく潜在的な住宅需

要があるとみられることから本申請地を選定。

当該地区での販売実績や近隣の住宅需要を考慮して、今回

の計画棟数(9棟)程度であれば3年以内の建築・販売を完

了できる見込みであると判断したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 942㎡【議案読み上げ】

府中湖に架かる府中湖大橋から東へ約600m、主要地方道

府中造田線(17号線)沿いに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 鋼土採取 用地

申請理由 ため池改良工事に必要な改良土の需要が高まり、現在の事業

地の土の供給量に余裕がないため、新規採取場が必要となったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

無断転用の有無については、事業用地自体は土地1筆のうち

内面積とすることで無とするが、土地地番全体では宅地とな

っている部分がある。

その無断転用の解消については4月に4条申請提出により解

消の見込みとなっている。

そのため、本申請の許可については、そのことを考慮したう

えて県が判断することを協議済である。

この土地についてですが、現在みかん畑ですが鋼土を採った後には、またもとの農地に戻すものであります。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま、吉田 委員さん、山下委員さんより 現地調査の報告がありました
事務局からの補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について
ご説明をさせていただきます。

1番、5番、6番、7番、8番 については、概ね委員さんの現地調査のとおりで
あります。

なお、1番についてですが先ほど吉田委員さんが外1筆と申しましたが、外2筆
の誤りです。

また、5番のところ備考欄に何も書いておりませんが、開発許可の申請であります。
さらにこの申請ですが、転用事業者は2か月前にも同様の倉庫用地での申請あり
ました。

これについては、事業の特徴として粉の種類が多数あって、その関係でそれぞれ
貯蔵する倉庫が必要だという理由でございます。

あと、8番についてですが、一時転用ということでその期間は平成30年5月1日から
平成33年4月30日の3年間となっております。

一時転用の場合、最長で許可日から3年という規定になっております。

そのため、事業が3年で終わらない場合には、あらためて延長するための
申請が必要となります。

それでは、残りの2番、3番、4番についてご説明させていただきます。

2番、・・・、面積 723㎡【議案読み上げ】

福江町にある御大師池から西へ約300m 国道11号線から
北に約300m位置。

無断転用の有無 無

転用目的 長屋建住宅 用地

申請理由 譲受人は生活の糧とするために共同住宅の経営を計画してい
たところ、本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 都市計画により用途が第1種住居地域と定められている

第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 476㎡【議案読み上げ】

綾川に架かる雲井橋から西へ500mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は現在の賃貸住宅に住んでいるが、子供の成長や家族が増える予定もあることから、実家の近くである本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 458㎡【議案読み上げ】

マルチン病院から東南へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 借人は現在アパート住まいである。新しい世帯を設けて数年経過し、アパート住まいでは不便になったため、父親の所有する土地で実家に近い本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

井上委員

8番の土を採った後にまた畑に戻した時にも申請は必要となりますか。

岡崎 次長

事業が完了になった時点で現地確認を行います。

申請時に農地に復元する旨の誓約書と図面の提出があります。

井上 委員

7番について山下委員に確認したいのですが道沿いの農地ですか。

山下 委員

はいそうです。

村井 委員

申請について開発許可と並行して進めていくものがあると思います。

開発許可については都市整備課が担当していますが、農地転用との関連で、どちらもスムーズに進んでいるようですが、どの程度連携していますか。

岡崎 次長

農地転用の申請があった時点は、開発許可が必要なものについては、そちら(開発許可)のほうが時間がかかるため、農地転用申請よりも前に相談や協議を進めているかについて、提出業者や都市整備課に確認しております。

村井 委員

業者が事前に行っているため早いんですね。

基本的に(農地転用申請と開発許可は)許可は一緒の時期ですか。

岡崎 次長

転用許可については、県農政課と市都市整備課との間で開発許可について確認したうえで許可となります。

大原 会長
職務代理

よろしいですか。

村井 委員

はい。

藤本 委員

8番についてですが、これ(転用事業場所)は斜面ですか。

山下 委員

はい、斜面です。

藤本 委員

そうすると、転用後に農地へ復元する際に面積が変わると思うんですが、そんな場合はどうなりますか。

岡崎 次長

これについては、斜面といいますか、山のように盛り上がっている部分を切土によって水平にするため面積は変わらないものだと思います。

藤本 委員

斜面が水平になると面積が変わると思うんですが。

岡崎 次長

転用事業の完了によって登記面積の変更までは行わないと思います。

藤本 委員

わかりました。

三木 委員

同じく8番についてお聞きしたいのですが。

大原 会長
職務代理

はい、どうぞ。

三木 委員

併せて利用する土地2,138㎡とありますがこの土地の地目は。

岡崎 次長

地目(登記地目)は山林と溜池となっていますが現況は畑です。

三木 委員

現況は畑。

岡崎 次長

現況は畑です。

三木 委員

現況は畑なら農地法が係ってくるのでは。

岡崎 次長

これについては、事前に公図を県農政課に送付し確認したのですが、特に指摘はありませんでした。

三木 委員

登記上は溜池や山林であっても現況が畑。

岡崎 次長

みかん畑です。

三木 委員

畑であればこの部分(併せ利用地)も農地法が当然係ってくるんじゃないですか。

事務局 長

そうですね。

岡崎 次長

県農政課からは何も指摘当はなかったのですが。

三木 委員

再度確認したほうが。

岡崎 次長

はい、再度確認するようにします。

大原 会長
職務代理

他になにかありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原 会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」8件について、原案通り承認し、うち7件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、7番の案件につきましては、転用面積が 2,000㎡以上ということで、3月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大原 会長
職務代理

続きまして、第5号議案「非農地証明願い」1件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番については現地調査を実施しておりますので 6番 山下 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下 委員

それでは、第5号議案「非農地証明願い」1番についての現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 105㎡【議案読み上げ】

申請地 室町 3丁目 回生病院の北、主要地方道高松善通寺線（県道33号線）沿いに位置。

申請理由 昭和13年には宅地として利用していたため。

申請理由についての証明 国土地理院発行による昭和22年に米軍撮影の航空写真の提出がある。

大原 会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありました、第5号議案について

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

岡崎 次長

それでは、第5号議案「非農地証明願」についてご説明させていただきます。

先ほどの山下委員さんからの説明について補足はございません。以上です。

大原 会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原 会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件について、原案どおり受理し処理してまいります。

大原 会長
職務代理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」22件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

飯尾 書記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」について説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が2件、再設定が14件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が1件となっております。

以上、農用地利用集積計画書22件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大原 会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

三木 委員

いいですか。

大原会長
職務代理

はい、どうぞ。

三木委員

3番の案件なんですけれども、内面積になってるんですけど、
残りの部分はどういうふうな利用を。

飯尾書記

すいません、内面積になっているところですが、残りの使用方法
についてまでは確認しておりません。

必要であればまた、申請者のほうに確認したいと思います。

三木委員

はい。

※ 定例会後、三木委員より確認不要の旨連絡あり。

大原会長
職務代理

他にないかありませんか。

村井委員

今回、加茂町や神谷町で新規があると思うんですが、基本的に
新規で(香川県農地機構の)集積を受ける場合の基準は、認定農業者名簿に
入っている(記載されている)人なのか、中間管理機構(香川県農地機構)
では借りたい人のリストアップしているようですが、例えば3番の新規の人
(借受人)はどのような農業経営の形態をしているのか農業委員会事務局は
把握していますか。

坂出市では認定農業者名簿に入っているのはだいたい60件くらいですよ。

その人たちの中から借りたいという人がリストアップされているんですよ。

中間管理機構(香川県農地機構)では。

そういう人たち(借りたい人)に対しわれわれ農業委員も貸し借りの調整といった
任務があるわけなんです、そういった(貸し借りの)条件をはっきりしておかないと
いけないと思うんです。

ですから、新規の場合に中間管理機構(香川県農地機構)が、個人、法人といった
状況も含め、どういった基準で取り扱っているか(事務局は)把握していますか。

事務局長

ただいま農業委員さんや推進委員さんに貸し借りの調整等についてもお願いして
おりますが、政策的には担い手に集積していく方向性ではあります。

中間管理機構(香川県農地機構)についても担い手優先ということで進めているよう

ですが、ただ、この第7号議案につきましては経営基盤促進法による貸し借りですので貸し手と借り手の双方の合意によるものが基本となります。

そのため、隣接農地耕作者であったり、親戚の者であったりということもあります。

ですから、担い手に集約といったことを目的にしておりますが、中間管理機構(香川県農地機構)のように基準を決めているものではないです。

村井委員

よくわかりました。

ただまあ、それでも貸し借りに中間管理機構(香川県農地機構)が関係すれば条件は変わらないですね。

いわゆる国が定めた法律に沿って担い手に集積していくといったところは同じですね。

事務局長

はい。

村井委員

はい、わかりました。

梶野委員

(経営基盤強化法によるものは、現在のような)自然な流れでよいと思いますよ。

大原会長
職務代理

他にないかとありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」22件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原会長
職務代理

続きまして、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件を議題に供します。

なお、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件について現地調査を実施しておりますので6番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員

それでは、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件について説明をさせていただきます。

(イ)、・・・、面積 1,801㎡【議案読み上げ】

府中湖のほりにあるカヌー競技場から東へ約150m、
四国電力府中変電所からは東南へ約250mに位置。

転用目的 太陽光発電設備 用地

事業計画の変更を必要とする理由

当初は材料置場・詰所用地としていたが、造成工事に着手し
たところ土質が悪く造成を断念。

太陽光発電設備であれば、最低限の切土や盛土で造成し設
備を設置することが可能であると判断したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地
への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 昭和44年2月26日 許可

太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の
設備認定書類の提出もある。

以上です。

大原会長職務代理

ありがとうございました。山下委員 さんより現地調査の報告が
ありましたが、事務局の補足説明があればお願いします。

岡崎 次長

それでは、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の
事業計画変更」1件について説明をさせていただきます。

先ほどの山下委員さんからの説明について補足させていただきます。

現場は以前に許可を受けていることから、造成に着手しているもので
あるため現況は畑ではございません。

理由としましては、備考にも記載しておりますように、造成に着手
したところ土質が悪く造成を断念したためです。

それを今回、計画を見直し太陽光発電設備設置による工事であれば
可能であると判断したためによるものです。

以上です。

大原会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による
許可後の事業計画変更」1件についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

議案の変更後に所有権とありますが当初の申請は借地か何かですか。

岡崎次長

いいえ、備考欄に記載の所有権参考のために当初のものを記載しているものです。
ですから、既に当初の許可で所有権移転は完了しているものです。

梶野委員

はい、わかりました。

大原会長
職務代理

他にないかありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原会長
職務代理

続きまして、農政部門の第9号議案でございます。
「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」3件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第9号議案の「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」について説明をさせていただきます。
「農業振興地域の整備に関する法律」により定められました農用地からの除外申請が今月3件、坂出市に提出され農業委員会の意見を求められております。

議案に基づき説明

議案の15ページが産業課から提出のあった農用地区域からの除外申請の総括表で、16ページ以降が個別案件の説明になります。

・・・以上で説明を終わります。

大原会長
職務代理

事務局の説明が終わりました。第9号議案の「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」について何かご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

特に異議ではありませんが、まあ、1番、2番は仕方がないのかなとは思っていますが、3番は江尻町の場所のいいところですよ。

林田町(梶野委員の地元)でも農地に最適なところがけっこう住宅地になって、その住宅地が出来たばかりに、そこら辺りの農地を圃場整備しようと思った時にそれが出来ないような状況がこれからどんどん増えてくると思うんです。

歯止めをかけるいい方法がないかと思うんですが。

大原会長
職務代理

(こういうことが)農業が衰退していく原因になっていくと思いますね。

梶野委員

(3番の案件のような場所の農地が)ほんとに圃場整備をすれば素晴らしい農地になると思うんです。

大原会長
職務代理

古い家が空き家になって、新しい家がどんどん建っていく中で農地が潰されていく状況が続いていますね。

梶野委員

確かに古い家は(進入路がなく)入っていくのに道路が4mになっていないことがあって、非常に具合が悪いんで出ていく若い人も多くなって空き家が増えていくんです。それを何とかできればわざわざ農地を潰す必要もなくなるんですが。

大原会長
職務代理

おっしゃるとおりです。

山下委員

すいません。

大原会長
職務代理

はい、どうぞ。

山下委員

梶野さん、さっきの(3番の案件)ですが、所有者の子供の家じゃけん。
※山下委員は江尻町に住んでいる。

梶野委員

わかってます、(しかたがないと思って)だから困ってるんです。

大原会長
職務代理

(梶野委員さんも)反対をしてないけど何かいい方法はないかと思っていますよ。

梶野委員

そうですね、難しいところですね。

大原会長
職務代理

他にないかありませんか。

大西委員 　　すいません、梶野さんとは別で21ページについて事務局に聞きたいんですが。
21ページの図面の中に右のほうに2項道路でセットバックでセンターから2m下がった
ようになっていますが、この道がセットバックの対象だとか2項道路だとかいうのは、
どういう基準かは建築基準法の問題ですか。

事務局長 　　建築基準法上の問題ですね。

大西委員 　　この場合は、点線のところからいわゆるセンターから2mのセットバックラインの
ところに境界または仮に塀などをして道路部分是非農地か何かで道路用地として
(市などに)提供するということですか。

事務局長 　　とりあえずは所有権は持ったままでもいけると思います。

大西委員 　　ああそうですか、で非農地になるんですね。

事務局長 　　将来の道路用地となっていくと思います。

大西委員 　　わかりました。

大原会長
職務代理 　　他になにかありませんか。

各委員 　　【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理 　　特にご異議もないようですので、第9号議案の「坂出農業振興地域
整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。

農用地からの除外申請 3件について、除外はやむを得ないものと
して坂出市に回答することといたします。

大原会長
職務代理 　　以上で、本日の農地法等許認可申請として提出された議案および
農政部門として提出された議案の審議を終了します。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 　　(事務局からの連絡事項等)

大原会長
職務代理 　　それでは、これをもちまして3月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

事務局 長

(事務局からの連絡事項等)

大原 会長
職務 代理

それでは、これもちまして 3月の 定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時 05分終了

平成30年3月20日